

「国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業」に係る 事業契約締結について

関東地方整備局は、「国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業」について、平成30年11月9日付けで事業契約を締結しましたので「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき公表します。

1. 公共施設等の名称及び立地

名 称 国営常陸海浜公園プレジャーガーデン

立 地 国営常陸海浜公園内（茨城県ひたちなか市馬渡字大沼605-4）

2. 選定事業者の商号又は名称

商 号 株式会社常陸サンライズパーク

3. 公共施設等の整備等の内容

国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者として国より決定された優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とする特定目的会社（以下、「SPC」（Special Purpose Company）という。）を設立し、SPCは国から都市公園法第5条に基づく設置管理許可を受けたうえで、PFI主契約事業と附帯収益事業を一体的に実施する。また、エリア管理方式を採用し、一体的な空間演出に関する事業者の自由度の向上を図るとともにエリア管理による責任分担を明確にする。

なお、競争的対話を踏まえ、既存企業（代表企業）をSPCとすることについても、既存企業（代表企業）の定款における目的を本事業の遂行に限定すること等の条件を満たすことで可能とする。

PFI主契約事業の業務区分として、飲食・物販施設等の国有財産の改修・維持管理・運営、園内遊覧施設の設置・維持管理・運営及び眺望施設の設置・維持管理・運営が含まれる。また、附帯収益事業の業務区分として、高度な遊戯施設の設置・維持管理・運営が含まれる。

4. 契約期間

平成30年11月9日から平成52年3月31日まで（約20年間）

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める規定に従い、契約解除等の以下の措置を講じるものとする。

- ・ 事業者の債務不履行時の措置

- ・ 国の債務不履行の措置
- ・ 国の任意による解除
- ・ 合意解除
- ・ 法令等の変更
- ・ 不可抗力による措置

6. 本契約終了時の措置に関する事項

本契約の終了時には、事業契約に定める規定に従い、以下の措置を講じるものとする。

- ・ 維持管理・運営期間及び事業期間終了時の措置等
- ・ 保全義務